

平成 20・21 年度
地域リハビリテーション支援体制整備事業

石巻圏域高齢者障害者住宅改修支援事業 報 告 書

概要版

平成 22 年 4 月

宮城県東部保健福祉事務所

はじめに

平成 12 年に介護保険制度が始まり、段差の解消や手すりの設置といった住宅改修は在宅介護サービスのひとつに位置づけられました。要介護者の支援を行う上で、自宅の日常生活環境はきわめて重要な基盤であり、住宅改修サービスは広く利用されるようになってきています。しかし、実際のサービス提供においては介護保険の施行直後から必ずしも利用者の障害者の状況や生活動作に合った改修が行われていない実態があることが全国レベルの調査では指摘されてきました。そのような状況に対応して、住宅改修理由書の作成に加え、平成 18 年 4 月からは住宅改修費の支給の申請において、事前申請制度が導入されています。

また、宮城県東部保健福祉事務所では、障害者や高齢者の住み慣れた地域社会での生活を支援されている方のサポートを目的に、リハビリテーションに関する相談に対応しています。住宅改修が施工状況を見ると、事前申請制度が開始された平成 18 年度に対応した相談においても、住宅改修の必要性に疑問がある例や施工されているものが必ずしも有効に活用されていない事例が見受けられました。

そこで、当所では管内の介護保険を利用した住宅改修の現状と課題の把握を行い、支援に携わる方が住宅改修に取り組みしやすい体制づくりを行うことで、利用者への適切な住宅改修サービスが提供されることを目指して事業に取り組んでまいりました。

事業実施においては、検討会および分科会を設け、管内の市町、医療福祉、建築関係者の皆様にご協力をいただきました。本書では、本事業で行われた各種調査結果の概要をまとめるとともに、研修の実施状況などの対応を整理し、まとめております。

最後になりましたが、本事業の実施にあたり、多大なるご尽力を賜りました検討会委員の方々、各種調査にご協力いただきました皆様に、心より感謝申し上げます。

平成 22 年 4 月

宮城県東部保健福祉事務所長
氏家 栄市

目 次

はじめに	1
I. 事業の目的	3
II. 事業内容	3
III. 調査結果	4
IV. 石巻圏域における介護保険を利用した住宅改修の現状のまとめ	10
V. 事業実施状況	14
VI. まとめにかえて	19
VII. 委員等名簿	20
VIII. 資料編	22

I.事業の目的

石巻圏域における介護保険制度を利用した住宅改修の実施状況や改修サービスの支援に関わる支援者の取り組みの現状を把握し、課題を明らかにする。また、課題に対応した研修の実施、支援関係者の手引きを作成し、介護給付費用の適正化と利用者に適合した福祉住環境の提供に寄与することを目的とする。

II. 事業内容

石巻管内における介護保険を利用した住宅改修の現状の把握のため、①住宅改修費給付の状況調査、②住宅改修が必要な理由書の作成状況調査、③住宅改修施工事例の訪問調査、④ケアマネジャーに対する住宅改修支援に関する意識調査を行った。

上記の調査結果をもとに有識者で構成された検討会を設け議論を行い、課題を整理した。導き出された課題に対応し、関係機関への情報提供や対応を検討し整理を図るとともに、関係者への研修を行った。また、検討会および分科会グループの検討をもとに、住宅改修支援の手引きを作成した。

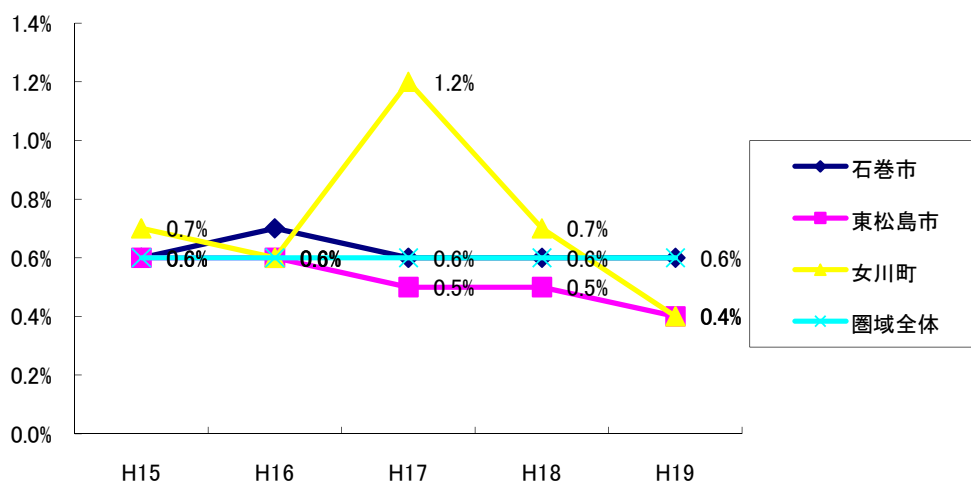
Ⅲ. 調査結果

1) 住宅改修介護給付状況調査

- ・ 目的 介護保険を利用した住宅改修の概要把握
訪問調査の対象を抽出するための基礎資料を得ること
- ・ 対象 石巻市、東松島市、女川町
- ・ 調査内容 平成15年度から平成19年度までの介護保険給付状況
 - ① 人口推移
 - ② 高齢化率、要支援及び要介護認定者数
 - ③ 居宅介護サービス受給者数（年度累計）
 - ④ 保険給付額
 - ⑤ 住宅改修受給件数
 - ⑥ 住宅改修の保険給付額
 - ⑦ 平成19年度実施＝申請＝給付のうち、「住宅改修が必要な理由書」
285件の記載内容
- ・ 調査期間 平成20年6月から同年7月まで
- ・ 調査方法 上記①～⑥：市町に自記式質問紙を配付し、回収した。
〃 ⑦：当所職員が理由書を閲覧し、調査用紙に記入した。

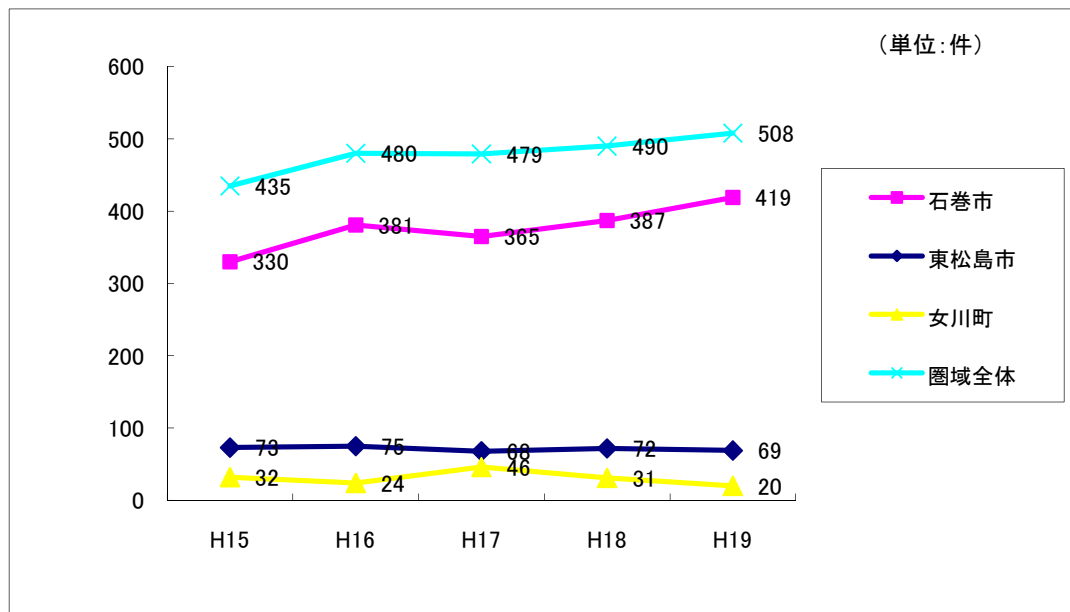
調査結果のポイント

○介護保険給付額に対する住宅改修給付額の割合の年次推移



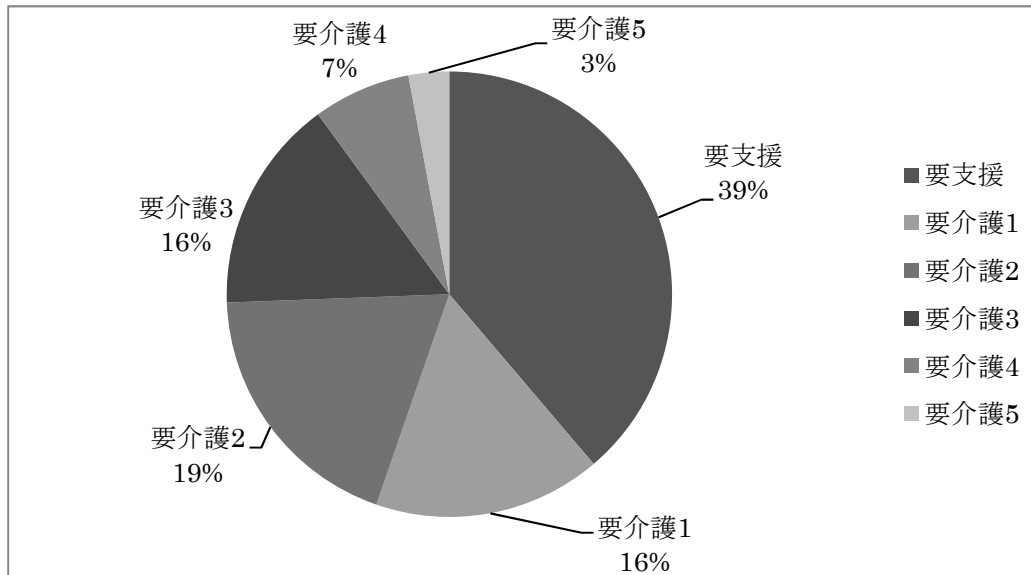
- **介護保険給付額に対して住宅改修給付額が占める割合は全体の0.6%で平成15年から平成19年度までは毎年同じ割合で推移している。**

○市町別の住宅改修受給件数の年次推移



➤ 介護保険を利用した住宅改修受給件数は、平成19年度は508件だった。受給件数は石巻市で年々増加している。

○平成19年度の住宅改修の介護度内訳 (508件)



➤ 介護保険を利用した住宅改修受給者の要介護状態区分は、平成19年度は「要支援」が39%で最も多く、次いで「要介護2」が19%だった。また、「要支援」から「要介護3」までが全体の90%を占めていた。

2) 住宅改修が必要な理由書の作成状況調査

・目的 住宅改修理由書から対象者の基礎情報を把握するとともに、改修目的および改修項目を分析する。

・対象

平成 19 年度に実施＝申請＝給付した「住宅改修が必要な理由書」記載内容調査の実施件数

	住宅改修給付件数	調査実施件数	調査実施割合
石巻市	419 件	192 件※1	38%
東松島市	71 件	71 件	100%
女川町	22 件	22 件	100%
計	512 件※2	285 件	(平均) 56%

※1 石巻市の調査実施件数は、平成 19 年 10 月から H20 年 3 月までの実施＝申請＝給付分。

※2 住宅改修介護給付状況調査 19 年度住宅改修受給件数（508 件）と、調査機関が異なるため、件数も異なる。

・調査内容

- ① 年齢
- ② 要介護状態区分
- ③ 疾患
- ④ 改善しようとした動作
- ⑤ 改修目的
- ⑥ 改修項目

・調査期間

平成 20 年 6 月下旬から 7 月下旬まで

調査結果のまとめ

○改善を図った生活動作

項目	人数 (人)	割合
排泄	192	67.4%
入浴	135	47.4%
外出	134	47.0%
その他	69	24.2%

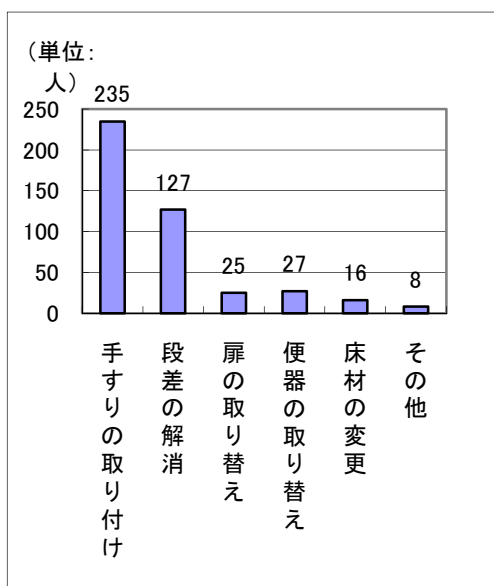
- 改善しようとしている活動は、「排泄」が67%で最も多く、次いで「入浴」と「外出」がそれぞれ47%だった（複数集計）

○改善を図った生活動作

活動 (N=285)	改善を図った生活動作		活動 (N=285)	改善を図った生活動作	
		人数 (人)			人数 (人)
排泄 (192)	トイレまでの移動	127	外出 (134)	出入口までの屋内移動	56
	トイレ出入口の出入り	94		上り框の昇降	77
	便器からの立ち座り	147		車いす等、装具の着脱	6
	衣服の着脱	49		履物の着脱	39
	排泄時の姿勢保持	61		出入口の出入	55
	後始末	29		出入口から敷地外までの屋外移動	37
	その他	4		その他	2
	計	511		計	272
入浴 (135)	浴室までの移動	81	その他 (69)		69
	衣服の着脱	21		計	69
	浴室出入口の出入り	83			
	浴室内での移動	78			
	洗い場での姿勢保持	38			
	浴槽の出入	80			
	浴槽内での姿勢保持	32			
	その他	1			
	計	414			

- 排泄では、便器からの立ち座りが最も多く、トイレへの移動、出入口の出入り、排泄時の姿勢安定が続いた。
- 入浴では、浴室の出入りが最も多く、浴室までの移動、浴室内の移動が続いた。
- 外出では、上がり框段差の昇降、出入り、出入口までの移動の順となった。

○改修項目



項目	人数 (人)	割合
手すりの取り付け	235	82.5%
段差の解消	127	44.6%
扉の取り替え	25	8.8%
便器の取り替え	27	9.5%
床材の変更	16	5.6%
その他	12	4.2%

- 改修項目は、「手すりの取り付け」が 83%で最も多く、次いで「段差の解消」が 45% だった（複数集計）。

3)訪問調査・事例検討

概要

- ・目的 介護保険制度を利用した住宅改修の施工状況を直接確認し、利用者の身体や生活状況と適合しているかについて把握すること。
- ・対象者 平成19年度に住宅改修を実施＝申請＝給付した者
- ・抽出条件 件数：調査が可能な事例数を11事例とし、市町別の件数は人口規模を考慮して決定した。(石巻6事例，東松島市3事例，女川町2事例)

要件：給付額が限度額である20万円に近い事例を無作為抽出した。

- ・調査期間 平成20年10月～同年12月
 - ・事例数 11例 (確認された改修箇所67ヶ所)
 - ・調査内容
 - ① 本人の身体状況(高齢者実態把握票等の書類確認、本人・家族への聞き取り)
 - ② 住宅改修状況(理由書及びそれを基にした実地確認)
 - ③ 住宅改修への関わり：打合せ回数、使用場面確認の有無、試行の有無等を担当ケアマネジャーへの聞き取り
 - ④ 改修後の本人・家族の満足度(本人・家族への聞き取り)
- 上記の結果を踏まえ、訪問調査員が事例の検討を行った。

調査結果のまとめ

- 訪問調査による分析からは、「使用している」状況で、調査グループが改修の「必要性あり」と判断し、かつ、身体状況に「配慮されている」と判断した住宅改修事例は、4割に満たなかった。
- 「配慮が不十分な理由」として、改修方法の選定(例えば、手すりなのか、歩行器なのかの選定や、段差解消の方法が式台の設置なのかスロープなのか等)や、取り付け位置(例えば、手すりの位置として、手すりの床からの高さがどれくらいか)が使いにくいまたは身体状況に適合していないことが指摘された。
- ケアプラン作成者からは、住宅改修事例の経験が少ないことが十分なマネジメントが行えないことや施工者が利用者の知り合いや親戚が多く、ケアマネジメントの介入が行いにくい場合があるという意見が寄せられた。
- 住宅改修に関係する機関との連携状況では、多くは施工者とケアプラン作成者の2者であり、セラピストとの関わりは少ない。
- 多くの利用者は、住宅改修の結果については満足している。

4.住宅改修支援に関する意識調査

住宅改修支援に関する意識調査の概要

- ・ 目 的 ケアプラン作成者の住宅改修支援に関する意識及び悩みの把握
- ・ 対 象 者 石巻市、東松島市及び女川町の居宅介護支援事業所、地域包括支援センター及び在宅介護支援センターに勤務するケアプラン作成者
- ・ 調査内容 住宅改修支援への経験、住宅改修支援で困ったこと、支援しやすくなるために必要なこと等
- ・ 調査時期 平成21年2月
- ・ 調査方法 郵送による自記式質問紙の配付及び回収
- ・ 回収率 83.1% (157人/189人)

調査結果のまとめ

- 住宅改修支援は業務である捉えている一方で、住宅改修に対して取り組みにくいと感じている方が多い。
- 住宅改修に関する研修受講の経験についても、「ない」が6割以上となっており、住宅改修に関する研修機会は限られている。
- 6割近くが住宅改修支援で困ったことがあると回答し、その理由としては施工者との関係を上げた方が最も多かった。
- 住宅改修支援が取り組みやすくなる事項として、施工者との連携、研修会の実施、保険者による指導などの意見が多かった。

IV. 石巻圏域における介護保険を利用した住宅改修の現状のまとめ

現状調査から明らかになった課題

1. 市町による制度の運用の違いについて

保険者の住宅改修支援の体制について、申請など基本的な流れは同一であるが、住宅改修前後の現地訪問、トラブル等の対応が市町によって異なりがある。そのため、市町を超えて対応している施工者が戸惑う場合がある。

※保険者の住宅改修の対応状況（平成21年3月現在）

市町 項目	石巻市	東松島市	女川町
申請書類の提出先	介護保険課 ただし、本庁・支所があり、特に取り決めはなし	介護保険係	介護保険係
申請書類の確認 (特に理由書)	・内容は確認するが、助言などは特になし。	・内容を確認し、不十分な内容については、助言あり。	・内容を確認し、不十分な内容については、助言あり。
事前・事後訪問	実施していない	事前訪問を全件に実施している (H20.10～)	事前・事後訪問を全件に実施している(H12.4～)
相談対応	・問い合わせの回答あり。 ・利用者、施工者等への直接の対応はない。	・問い合わせの回答あり。 ・利用者、施工者等への直接の対応あり(状況で異なる)	・問い合わせの回答あり。 ・利用者、施工者等への直接の対応あり(積極的に介入)

2. 関わる支援者の役割について

住宅改修に関わる職種の役割について、ケアプラン作成側は施工者との密接な連携を望む一方、施工者側からは「改修に関するプラン立案をケアマネジャーから委ねられてしまう場合がある」との意見もあった。

目的達成に向けて多職種や多機関が協働して、対応しやすい役割分担の調整が図られることや役割の明確化が求められている。

3. 関係者の研修機会や情報共有

ケアプラン作成者は、住宅改修の知識が求められている反面、知識を身につける場や機会が少ない。また、連携先の公的制度の理解の乏しい場合には、制度の説明に困難を感じており、業務の取り組みにくさにつながっている。

具体的な改修内容では、排泄、入浴に関わるものが多く、改修項目は手すりの取り付けと段差の解消が大部分を占める。そのため、ケアプラン作成者には排泄および入浴に関わるアセスメント能力が求められる。

4. 関係者および関係機関の連携

ケアプラン作成者自身で利用者の動作方法の分析や身体状況に応じた改修プランの立案が困難な場合は、理学療法士や作業療法士から利用者の身体機能や動作方法について情報を得るなどの協力を得ることが適切な住宅改修につながる。しかしながら、理学療法士や作業療法士が住宅改修に関与する事例は、徐々に増加しているものの、直接訪問が行われている件数は少ない。住宅改修について相談できる機関や専門職との連携しやすい取り組みが必要である。

課題解決への取り組み(平成 21 年度事業)

目標

1. 圏域内の住宅改修制度運用の統一

- イ ケアプラン作成者及び施工者への助言等の実施方法（対象者の身体状況に応じた住宅改修を実施するために保険者が果たすべき役割）について、当所が検討する機会を設け、統一化を図る。
- ロ 石巻圏域の市町の事前審査内容及び助言等の実施方法が統一された後に、当所が検討する機会を設け、市町及び関係団体の意見を基に、関係者の役割とその遂行に必要な知識及び技術を明確にし、市町及び関係団体から合意を得る。

2. 関係者への支援

- イ ケアプラン作成者向けの支援マニュアルを作成する。
- ロ 施工者向けの住宅改修費支給制度を紹介したパンフレットを作成する。
- ハ 関係者に対して、住宅改修に必要な知識及び技術を習得するための研修会及び説明会を実施する。

事業内容

- ① 検討会（全体会）の設置
 - イ 石巻圏域の市町担当者及び関係団体等の代表者で構成する検討会を設置する。
 - ロ 検討会において、グループで検討された内容を情報共有し、内容の整合性を図る。
- ② グループ（分科会）の設置

- イ 検討会の構成者からなるグループを設置する。
 - ロ グループは，保険者グループ，ケアプラン作成者グループ及び施工者グループとする。
 - ハ 各グループにおいて検討する内容は，次のとおりとする。
 - 保険者グループ …… ①保険者の役割，②必要な知識・技術，③研修会の実施内容
 - ケアプラン作成者グループ …… ①ケアプラン作成者の役割，②必要な知識・技術，③支援マニュアルの内容，④研修会の実施内容
 - 施工者グループ …… ①施工者の役割，②必要な知識・技術，③パンフレットの内容，④説明会の実施内容
- ③ 支援マニュアルの作成及び研修会の実施等
- イ 検討会及びグループの意見を基に，支援マニュアル及びパンフレットを作成する。
 - ロ 支援マニュアル及びパンフレットを活用して，知識及び技術を習得するための研修会及び説明会を実施する。

V. 事業実施状況

1. 検討委員会

第1回検討委員会	
日時	平成21年8月19日 午後3時～午後5時
会場	石巻合同庁舎保健所棟2階会議室
参加者	15名
議事	石巻圏域高齢者障害者住宅改修支援事業について (1) 住宅改修の現状と課題 (2) 平成21年度の取り組み計画 (3) スケジュール及び進め方

第2回検討委員会	
日時	平成21年3月4日午後3時～午後5時
会場	石巻合同庁舎保健所棟2階会議室
参加者	13名
議事	(1) 石巻圏域高齢者障害者住宅改修支援事業について (2) 事業の実施結果 (3) 次年度以降の推進に向けた課題と取り組み

2. 検討会（グループ全体会）

第1回検討会	
日時	平成21年10月1日 午後3時～午後5時
会場	石巻合同庁舎保健所棟2階会議室
参加者	13名
議事	(1) 石巻圏域の住宅改修における役割等について ・関係者の役割, 必要な知識及び技術 ・望ましい住宅改修の流れ (2) 住宅改修関係者の資質向上について ・「住宅改修の手引き」の作成 ・ケアプラン作成者研修会資料の作成 ・研修会の実施

第2回検討会	
日時	平成21年11月12日 午後3時～午後5時
会場	石巻合同庁舎保健所棟2階会議室
参加者	13名
議事	(1) 「住宅改修の手引き」について (2) ケアプラン作成者研修会資料について (3) 研修会について

3.検討会（グループ別分科会）

保険者グループ

回数	会場	延べ参加者	内容
2回	石巻合同庁舎保健所棟2階指導室	11名	介護保険の保険者の役割，保険者に必要な知識と技術，望ましい住宅改修の流れ，研修内容の検討及び「住宅改修の手引き」の作成

施工者グループ

回数	会場	延べ参加者	内容
5回	石巻合同庁舎保健所棟2階指導室	24名	施工者の役割，施工者に必要な知識と技術，望ましい住宅改修の流れ，研修内容の検討及び「住宅改修の手引き」の作成

ケアプラン作成者グループ

回数	会場	延べ参加者	内容
6回	石巻合同庁舎保健所棟2階指導室	35名	ケアプラン作成者の役割，ケアプラン作成者に必要な知識と技術，望ましい住宅改修の流れ，研修内容の検討及び研修会資料の作成

4.研修会

(1) ケアプラン作成者・保険者研修会 1 回目	
日時	平成 21 年 10 月 1 日 午後 3 時～午後 5 時
会場	石巻合同庁舎 5 階大会議室
参加者	92 名
内容	<p>(1) 講話 石巻圏域の介護保険を利用した住宅改修の現状 講師 東部保健福祉事務所成人・高齢班 理学療法士</p> <p>(2) 講話 住宅改修が必要な理由書作成のポイント ー理由書が作成された意図と記入の仕方ー 講師 国立保健医療科学院建築衛生部健康住宅室 室長 鈴木晃 氏</p> <p>○ 座談会 住宅改修費支給事前申請の確認のポイント 助言者 国立保健医療科学院建築衛生部健康住宅室 室長 鈴木晃 氏</p>

(2) ケアプラン作成者・保険者研修会 2 回目	
日時	平成 21 年 12 月 11 日 , 12 月 14 日
会場	石巻合同庁舎 5 階大会議室, 東松島市役所 2 階会議室
参加者	44 名, 33 名
内容	<p>1) 講話 「住宅改修の手引き」の内容と関係者の役割 講師 東松島市福祉課介護保険班 班長 木村寿人 氏</p> <p>(2) 講話 住宅改修の基礎知識 講師 東部保健福祉事務所成人・高齢班 理学療法士</p>

(3) 施工者研修会	
日時	平成 22 年 1 月 18 日
会場	東松島市役所 2 階会議室
参加者	93 名
議事	<p>(1) 講話 住宅改修の現状と課題 講師 東部保健福祉事務所成人・高齢班 理学療法士</p> <p>(2) 講話 介護保険制度における住宅改修 講師 東松島市福祉課介護保険班 班長 木村寿人 氏</p> <p>(3) 講話 高齢者の住宅改修に必要な基礎知識 講師 とちぎノーマライゼーション研究会 理事 伊藤勝規 氏</p>

研修会の参加状況（全体の内訳）

研修名	ケアプラン作成者・保険者研修会 1	ケアプラン作成者・保険者研修会 2				施工者研修会		
(開催日)	10月9日(金)	1回目:12月11日 2回目:12月14日				1月18日		
対象	ケアプラン作成者・保険者						施工者	
メインテーマ	住宅改修が必要な理由書作成のポイント		ADL研修		住宅改修の基礎知識		・介護保険制度における住宅改修 ・高齢者の住宅改修に必要な基礎知識	
参加数	包括	13名	包括	19名	包括	20名	施工者	71名
	居宅	61名	居宅	53名	居宅	50名	包括・居宅	16名
	市町	8名	市町	9名	市町	9名	市町	3名
	その他	10名	その他	1名	その他	3名	その他	3名
	無回答	—名	無回答	—名	無回答	1名	無回答	—名
	計	92名	計	82名	計	83名	計	93名

※ケアプラン作成者・保険者研修会 2は、テーマで参加者状況に変動があったため、テーマごとに記載している。

①対象別に見た研修会参加率は、ケアプラン作成者（個人）は、研修1は39%、研修2のADL評価研修は38%、住宅改修の基礎知識は37%だった。

ケアプラン作成者（個人）の参加率

メインテーマ	ケアプラン作成者・保険者研修・1			ケアプラン作成者・保険者研修・2 (ADL評価研修)			ケアプラン作成者・保険者研修・2 (住宅改修の基礎知識)		
	包括	居宅	計	包括	居宅	計	包括	居宅	計
対象数(事業所)	11	48	59	11	48	59	11	48	59
参加数	8	31	39	9	23	32	9	24	33
参加率	73%	65%	66%	82%	48%	54%	82%	50%	56%

②対象別に見た研修会参加率は、ケアプラン作成者（事業所）は、研修1は66%、研修2のADL評価研修は54%、住宅改修の基礎知識は55%だった。

ケアプラン作成者（事業所）の参加率

メインテーマ	ケアプラン作成者・保険者研修・1			ケアプラン作成者・保険者研修・2 (ADL評価研修)			ケアプラン作成者・保険者研修・2 (住宅改修の基礎知識)		
	包括	居宅	計	包括	居宅	計	包括	居宅	計
対象数(個別)	47	142	189	47	142	189	47	142	189
参加数	13	61	74	19	53	72	20	50	70
参加率	28%	43%	39%	40%	37%	38%	43%	35%	37%

(ア)対象別に見た研修会参加率は、保険者は、研修1，研修2共に78%だった。

保険者の参加率

メイン テーマ 項目	ケアプラン作成者・保険者研修・1				ケアプラン作成者・保険者研修・2 (ADL評価研修)				ケアプラン作成者・保険者研修・2 (住宅改修の基礎知識)			
	石巻	東松島	女川	計	石巻	東松島	女川	計	石巻	東松島	女川	計
対象数(保険者) ※支所数でカウント	7	1	1	9	7	1	1	9	7	1	1	9
参加数	5	1	1	7	5	1	1	7	5	1	1	7
参加率	71%	100%	100%	78%	71%	100%	100%	78%	71%	100%	100%	78%

④対象別に見た研修会参加率は、施工者は、23%だった。

施工者の参加率

メイン テーマ 項目	施工者研修会
対象数(事業所)	242
参加数	55
参加率	23%

VI. まとめにかえて

平成 20 年度に種々の調査を通して住宅改修の実施状況および課題を把握し、21 年度事業においては、石巻圏域の住宅改修における基盤整備と関係者の資質向上支援策について取り組みを行ってきた。

石巻圏域の住宅改修における基盤整備の取り組みとして、保険者、施工者、ケアプラン作成者の各ワーキンググループを構成し、住宅改修における手順及び役割・役割を遂行するために、必要な知識技術について整理を行った。その結果、保険者としての行政と住宅改修サービスの支援者の対応について整理することができ、関係者の対応を一つのフロー図にまとめ手引きを作成することができた。

ケアプラン作成者の困難事項としては、連携先の介護保険制度の適用等の知識不足を示唆する回答が多かった。介護保険制度の知識を習得するためにも、今回作成された、「住宅改修の手引き」が関係者に活用されることにより、施工者、ケアプラン作成者とも多忙な業務の負担軽減につながることを期待したい。

高齢になっても、障害をもって、住み慣れた住環境でできるだけ長く、暮らしを支援する技術である住宅改修サービスは、介護保険のサービスでも特に重要な生活支援である。

今後は、本事業で構築された支援者間のつながりや作成された手引きが礎となり、日頃から関係者が密接な連携をとって、利用者の真の自立につながるサービスが提供されることを期待したい。

VII. 委員等名簿

1. 検討会

No.	所 属	職 名	氏 名
1	石巻市稲井地域包括支援センター	所長	須田 みち子
2	仁明会東松島居宅介護支援事業所	主任介護支援専門員	渡邊 栄子
3	石巻市河南地域包括支援センター	主任介護支援専門員	江藤 美智子
4	東松島市地域包括支援センター	保健師	櫻井 宏美
5	女川町地域包括支援センター	技術主査	三浦 和子
6	石巻市保健福祉部介護保険課給付グループ	主幹	及川 栄子
7	東松島市保健福祉部福祉課介護保険班	班長	木村 寿人
8	女川町健康福祉課介護保険係	介護福祉士	我妻 裕美
9	宮城県建築士事務所協会石巻支部 (株式会社石巻設計センター)	副支部長	齋藤 浩喜
10	特定非営利活動法人広域石巻住宅改善センター	事務局長 理事	伊藤 良久
11	特定非営利活動法人広域石巻住宅改善センター	副理事長	日野 孝
12	アサヒサンクリーン株式会社 東北支店石巻営業所	介護支援専門員	佐々木 順子
13	有限会社報武工務店	代表取締役	武山 良治
14	宮城県介護研修センター	主任主査	大場 薫
15	宮城県理学療法士会三陸ブロック (齋藤病院)	ブロック長	遠藤 伸也

2.グループ別分科会

ケアプラン作成者グループ	
石巻市稲井地域包括支援センター	須田 みち子
女川町地域包括支援センター	三浦 和子
東松島市地域包括支援センター	櫻井宏美
アサヒサンククリーン株式会社	佐々木 順子
東北支店石巻営業所	
宮城県理学療法士会三陸ブロック (齋藤病院)	遠藤 伸也

施工者グループ	
特定非営利活動法人広域石巻住宅改善センター	伊藤 良久
特定非営利活動法人広域石巻住宅改善センター	日野 孝
仁明会東松島居宅介護支援事業所	渡邊栄子
東松島市保健福祉部福祉課介護保険班	木村寿人
有限会社報武工務店	武山 良治

保険者グループ	
東松島市保健福祉部福祉課介護保険班	木村寿人
石巻市保健福祉部介護保険課給付グループ	及川 栄子
石巻市河南地域包括支援センター	江藤美智子
女川町健康福祉課介護保険係	我妻 裕美
宮城県建築士事務所協会石巻支部 (株式会社石巻設計センター)	齋藤 浩喜

VIII. 資料編

- ① 石巻圏域高齢者障害者住宅改修支援事業実施要領
- ② 住宅改修の手引き

①石巻圏域高齢者障害者住宅改修支援事業実施要領

石巻圏域高齢者障害者住宅改修支援事業実施要領

1 目的

高齢者や障害のある人が住みなれた地域でいきいきと生活を送るために必要な方策の一つに、身体状況に応じた住環境整備がある。介護保険制度を利用した住環境整備には住宅改修と福祉用具貸与及び購入があるが、これまで石巻圏域では、福祉用具の貸与及び購入利用した事例のケアプランを評価する等の対策を実施してきた。しかし、住宅改修に関しては、これまで取り組みはなされておらず、手すりの取り付けや段差解消などの方法に疑問を感じる事例が少なくない。

そこで、介護保険制度を利用した住宅改修の実態及び問題等を明らかにし、その問題解決に向けて関係者の資質向上等を図ることにより、高齢者や障害のある人に対して、より身体状況に応じた住宅改修が可能となり、ひいては高齢者や障害のある人及びその介護者の生活の質が向上することを目的として実施する。

2 実施主体

宮城県東部保健福祉事務所

3 対象市町

石巻市，東松島市，女川町

4 実施期間

平成20年度から平成21年度まで

5 事業内容

(1) 圏域体制整備を推進するための会議

会議を開催し、事業進捗状況や推進に関する検討を行う。

対 象：住宅改修関係者

期 間：随時（第1回目平成20年7月中旬）

方 法：担当者を招集し、会議を開催する。

(2) 住宅改修の実態把握

1) 住宅改修介護給付状況調査

介護保険を利用した住宅改修の状況を把握し、2) 訪問調査の対象を抽出するための基礎資料を得る。

対 象：保険者（市町）

項 目：介護給付（住宅改修）件数，改修目的と内容等

期 間：平成20年6月下旬から7月上旬まで

方 法：調査用紙を直接配布し、自記式回答後、郵送で回収する

2) 訪問調査

介護保険制度を利用した住宅改修の実態を把握する。

対 象：① 平成19年度中に介護保険を利用して住宅改修した者のうち、介護度、
身体状況及び改修内容等において一定の条件を満たす者

② ①の担当介護支援専門員

項 目：対象①に対して：身体機能、改修内容、改修前後の活動性の変化等
対象②に対して：改修前後のアセスメント及びケアプラン、改修時連
絡調整過程等

期 間：対象抽出 平成20年7月下旬
訪問調査 平成20年8月から同年11月まで

方 法：調査員による訪問

調査員：市町介護保険給付担当者、建築士、理学療法士、作業療法士、保健師
等

3) アンケート調査

介護保険制度を利用した住宅改修における介護支援専門員の支援状況及び意識
等を明らかにする。

対 象：石巻圏域の居宅介護支援事業所に勤務する介護支援専門員

項 目：住宅改修における支援状況、改修に関して困難に感じていること等

期 間：平成20年9月から同年10月まで

方 法：調査用紙の郵送配付回収法による自記式回答

(3) 事例検討

訪問調査を行った事例について、身体状況に応じた改修がなされていたか等を評価
する。

対 象：訪問調査を行った事例

項 目：身体状況と改修内容の関連、改修の効果等

期 間：平成20年8月から同年11月まで

方 法：検討員による検討

(4) 住宅改修関係者への支援内容の検討

(1) 住宅改修の実態把握及び(2) 事例検討の結果から課題等を整理し、住宅改
修関係者に対して必要な支援を検討する。

※ 検討は東部保健福祉事務所「地域リハビリテーション検討会」で行う。

(5) 支援の実践及び評価

平成20年度末から平成21年度中に実施する。